

【経緯】**<2018年>**

- 当社は、2018年1月30日、女川原子力発電所にある計114台の放射線モニタのうち、女川3号機 原子炉建屋3階（燃料交換エリア）の放射線モニタ1台（以下、「当該モニタ」という。）について、定期的な性能検査を行ったところ、測定範囲の一部で放射線量が正しく測定されない（製品仕様で許容された誤差の範囲から、わずかにずれている）ことを確認した。
- このため、女川原子力発電所で保有している当該モニタの予備品について、性能検査を行ったところ、同様に、測定範囲の一部で放射線量が正しく測定されないことを確認した。
- これを受け、当社は、当該モニタの使用を取りやめるとともに、可搬型の放射線計測器を用いた代替測定を開始した。
- また、当該モニタの修理または代替品の補充について、速やかにメーカーに問い合わせた。その結果、すでに製造中止となっていることから、修理は不可能であり、代替品の補充についても、放射線モニタに係るシステム全体の更新（設計・工事）に時間を要することが判明したことから、2021年度末までに更新を行う計画とした。

<2019年>

- 2019年3月22日、女川原子力規制事務所の運転検査官は、女川3号機の中央制御室の巡視中に、当該モニタが使用されていないことを確認した。
- 当社から女川原子力規制事務所の運転検査官に対し、可搬型の放射線計測器による代替測定を行っていることや、現行システム全体の更新を計画していることなどについて説明した。
- 同年8月21日、原子力規制委員会より、保安規定第103条（放射線計測器類の管理）に定めている放射線モニタの数量を満足していない期間が長期にわたるとして、保安規定違反（監視）に該当するものと判定された。

【今後の対応】

- 2019年5月29日、メーカーより、当該モニタの代替品について、測定回路の一部を改造することで、現行システムでの使用が可能であるとの連絡を受けたことから、2019年10月を目途に改造工事を実施することとした。これにより、当社としては、保安規定に定めている放射線モニタの数量を確保することができるものと考えている。
- また、放射線モニタに係るシステム全体の更新については、引き続き、2021年度末までに更新を行う計画としている。

以 上